

「2026 年 3 月期の東京海上ホールディングスにおける経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率（連結）」の開示

東京海上ホールディングス株式会社（取締役社長 グループ CEO 小池 昌洋、以下「当社」）は、当社グループの経営の健全性に関する情報を取りまとめた「2026 年 3 月期の東京海上ホールディングスにおける経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率（連結）」を開示します。

2026 年 3 月期決算より「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法で健全性の評価が行われるようになりました。

新しい計算基準では、ソルベンシー・マージン比率が 100%以上であれば一定の健全性が確保されていることを示しています。

当社（連結）の経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率は、100%以上となっており、十分な支払余力を確保しています。

なお、2026 年 3 月期については、制度導入初年度における経過措置の適用に伴い、2026 年 10 月に開示するものです。

第一部 保険持株会社およびその子会社等に係る保険金等の支払能力の充実の状況（連結ベースのソルベンシー・マージン比率）	3
1. 保険持株会社およびその子会社等に係る保険金等の支払能力の充実の状況（連結ベースのソルベンシー・マージン比率）	3
2. 直近の二事業年度におけるソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額	5
3. 直近の二事業年度における適格資本の額の構成に関する事項	6
4. 直近の二事業年度における所要資本の額の構成に関する事項	7
5. 経済価値ベースのバランスシートに関する事項	8
6. 有価証券の経済価値評価額に関する事項	15
7. 保険負債の商品別差異調整に関する事項	16
8. ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項	18
9. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項	19
10. ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続及び体制の概要	21
第二部 当社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実状況	22

第一部 保険持株会社およびその子会社等に係る保険金等の支払能力の充実の状況（連結ベースのソルベンシー・マージン比率）

1. 保険持株会社およびその子会社等に係る保険金等の支払能力の充実の状況（連結ベースのソルベンシー・マージン比率）

（単位：％、百万円）

区 分（連結ベース）			2025 年度 (2026 年 3 月 31 日)
	Tier1 適格資本の額(B)－(C)	(A)	6,936,571
	Tier1 適格資本に係る基礎項目の額	(B)	9,769,270
	算入制限のない Tier1 資本調達手段の額		150,000
	算入制限のある Tier1 資本調達手段の額		－
	資本調達手段以外の Tier1 適格資本の額		9,619,270
	Tier1 適格資本に係る調整項目の額	(C)	2,832,698
	Tier2 適格資本の額(E)－(F)－(G)	(D)	1,318,154
	Tier2 適格資本に係る基礎項目の額	(E)	1,318,154
	Tier2 資本調達手段の額		200,000
	資本調達手段以外の Tier2 適格資本の額		1,118,154
	Tier2 適格資本に係る調整項目の額	(F)	－
	Tier2 適格資本への上限適用による控除の額	(G)	－
	適格資本の額(A)+(D)	①	8,254,726
	生命保険リスクの額	(a)	753,793
	損害保険リスクの額	(b)	1,122,706
	巨大災害リスクの額	(c)	1,395,745
	市場リスクの額	(d)	2,714,753
	信用リスクの額	(e)	947,115
	オペレーショナル・リスクの額	(f)	285,772
	マネジメント・アクションの効果の上限超過額	(g)	－
	分散効果の額	(h)	2,392,076
	非保険事業に係る所要資本の額	(i)	77,892
	所要資本の額（税効果考慮前）(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)－(h)+(i)	(j)	4,905,702
	所要資本の税効果の額	(k)	934,664
	所要資本の額（税効果考慮後）(j)－(k)	②	3,971,038
	ソルベンシー・マージン比率 ①／②		207.8%

（注）「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 86 条（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）および第 87 条（通常の予測を超える危険に対応する額）ならびにソルベンシー・マージン比率告示の規定に基づいて算出された比率です。

ソルベンシー・マージン比率とは

○ソルベンシー・マージン比率は、保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力（そなえ）を持っているかを示す重要な指標です。この比率が 100%以上あれば、その保険会社は必要な備えができています。一定の健全性が確保されていると評価されます。

○2026 年 3 月期決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法で健全性の評価が行われるようになりました。

保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（＝ソルベンシー・マージン）を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率です。

この比率が 100%以上あれば、その保険会社は必要な備えができています。一定の健全性が確保されていると評価されますが、100%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

2026 年 3 月期決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times 100$$

適格資本・所要資本

適格資本とは、保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。純資産や含み益、借り入れの一種である劣後債などが含まれます。これらは、「すぐに使える」「信頼性が高い」などの観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。

適格資本は、リスク事象発現時に保険金支払等に利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて 2 つの階層（Tier）に分類されます。

Tier1 適格資本は、継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）及び会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。

Tier2 適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。

所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

単体ベースの比率、連結ベースの比率

ソルベンシー・マージン比率には、単体ベースの比率、連結ベースの比率があります。

単体ベースの比率とは、1 つの保険会社の内部の資本・リスクだけを対象にして算出した比率のことです。

連結ベースの比率とは、親会社＋子会社等をまとめた「保険グループ全体」の資本とリスクを対象にして算出した比率のことです。

保険会社（保険持株会社含む）が子会社や関連会社を持つ場合は、グループ全体の健全性を確認する必要があるため、連結ベースの比率が用いられます。

2. 直近の二事業年度におけるソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

(単位：百万円、%)

要約（連結ベース）			
項 目	イ	ロ	ハ
	2024 年度 (2025 年 3 月 31 日)	2025 年度 (2026 年 3 月 31 日)	増減
適格資本の額(A)	-	8,254,726	-
所要資本の額(B)	-	3,971,038	-
ソルベンシー・マージン比率 ((A)/(B))	-	207.8%	-

3. 直近の二事業年度における適格資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

適格資本の額の構成（連結ベース）		
項 目	イ	ロ
	2024 年度 (2025 年 3 月 31 日)	2025 年度 (2026 年 3 月 31 日)
Tier1 適格資本の額 ((B) - (C)) (A)	-	6,936,571
Tier1 適格資本に係る基礎項目の額 (B)	-	9,769,270
算入制限のない Tier1 資本調達手段の額	-	150,000
算入制限のある Tier1 資本調達手段の額	-	-
資本調達手段以外の Tier1 適格資本の額	-	9,619,270
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	-	8,631,603
資本剰余金 (Tier2 適格資本に算入されるものを除く) の額	-	-
その他の資本の構成要素の額	-	1,102,562
非支配株主持分 (上限適用後) の額	-	27,390
経済価値ベースの調整額	-	△142,285
Tier1 適格資本に係る調整項目の額 (C)	-	2,832,698
無形固定資産 (繰延税金負債相殺後) の額	-	1,446,448
繰延税金資産の額	-	43,464
前払年金費用又は退職給付に係る資産 (繰延税金負債相殺後) の額	-	30
他の金融機関等が意図的に保有している Tier1 資本調達手段の額	-	-
自己の Tier1 資本調達手段への投資の額	-	304,160
不適格再保険資産の額	-	-
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	-	1,038,593
Tier2 適格資本の額 ((E) - (F) - (G)) (D)	-	1,318,154
Tier2 適格資本に係る基礎項目の額 (E)	-	1,318,154
Tier2 資本調達手段の額	-	200,000
算入制限のある Tier1 資本調達手段の制限を超過した額	-	-
払込済み Tier2 資本調達手段の額	-	200,000
払込未済の Tier2 資本調達手段の額	-	-
資本調達手段以外の Tier2 適格資本の額	-	1,118,154
Tier2 資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	-	-
処分制約のある資産のうち Tier1 適格資本から控除される額	-	1,038,593
Tier2 バスケット (上限適用後) の額	-	79,560
Tier2 適格資本に係る調整項目の額 (F)	-	-
他の金融機関等が意図的に保有している Tier2 資本調達手段の額	-	-
自己の Tier2 資本調達手段への投資の額	-	-
Tier2 適格資本への上限適用による控除の額 (G)	-	-
適格資本の額 ((A) + (D))	-	8,254,726

4. 直近の二事業年度における所要資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

所要資本の額の構成（連結ベース）		
項 目	イ	ロ
	2024 年度 (2025 年 3 月 31 日)	2025 年度 (2026 年 3 月 31 日)
生命保険リスクの額 (A)	－	753,793
死亡リスクの額	－	84,752
長寿リスクの額	－	77,825
罹患及び障害リスクの額	－	279,991
解約及び失効リスクの額	－	567,661
経費リスクの額	－	118,116
マネジメント・アクションの効果の額	－	－
損害保険リスクの額 (B)	－	1,122,706
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額	－	758,317
自動車保険類似の商品に係るリスクの額	－	405,269
財物保険類似の商品に係るリスクの額	－	437,668
その他保険に係るリスクの額	－	260,166
巨大災害リスクの額 (C)	－	1,395,745
巨大自然災害リスクの額	－	1,392,206
日本における地震に係るリスクの額	－	163,700
日本における風水災に係るリスクの額	－	450,534
日本における雪災に係るリスクの額	－	87,508
外国における巨大自然災害リスクの額	－	1,304,147
その他の額	－	－
その他の巨大災害に係るリスクの額	－	99,328
マネジメント・アクションの効果の額	－	－
市場リスクの額 (D)	－	2,714,753
金利リスクの額	－	364,863
スプレッドリスク(上昇)の額	－	385,470
株式リスクの額	－	1,883,026
不動産リスクの額	－	180,375
為替リスクの額	－	731,430
資産集中リスクの額	－	33,462
マネジメント・アクションの効果の額	－	－
信用リスクの額 (E)	－	947,115
オペレーショナル・リスクの額 (F)	－	285,772
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (G)	－	－
分散効果の額 (H)	－	2,392,076
非保険事業に係る所要資本の額 (I)	－	77,892
所要資本の額（税効果考慮前） ((A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) + (G) - (H) + (I)) (J)	－	4,905,702
所要資本の税効果の額 (K)	－	934,664
所要資本の額（税効果考慮後） ((J) - (K))	－	3,971,038

（注）所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しておりません。

5. 経済価値ベースのバランスシートに関する事項

2025 年度(2026 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート（特例企業会計基準等適用法人等に関する特例適用連結ベース）					
科 目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
	財務会計ベース の額	連結の範囲等に 係る調整の額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベース の額(イ+ ロ + ハ+ニ)
資産の部					
総資産	33,002,651	-	1,591,313	276,402	34,870,367
現金及び現金同等物	2,325,526	-	-	-	2,325,526
リバース・レポ取引及び 他の類似の担保付貸付	-	-	-	-	-
デリバティブ資産	328,026	-	-	-	328,026
投資有価証券	20,561,609	-	-	-	20,561,609
貸付金	2,852,633	-	114,996	4,843	2,972,472
その他の金融資産	1,104,332	-	1,074,368	-	2,178,701
持分法で会計処理されている投資	145,693	-	-	-	145,693
無形固定資産	1,579,868	-	-	-	1,579,868
うちソフトウェア	368,911	-	-	-	368,911
うちのれん	591,541	-	-	-	591,541
繰延税金資産	43,464	-	-	-	43,464
その他資産	702,404	-	129,326	389,857	1,221,588
売却目的で保有する資産	310,437	-	-	-	310,437
特別勘定等の資産	565,162	-	-	-	565,162
保険契約資産	39,956	-	△39,956		
再保険契約資産/再保険回収額	2,443,534	-	312,579	△118,298	2,637,815

2025 年度(2026 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート（特例企業会計基準等適用法人等に関する特例適用連結ベース）					
科 目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
	財務会計ベース の額	連結の範囲等に 係る調整の額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベー スの額(イ+ ロ +ハ+ニ)
負債の部					
総負債	24,950,280	-	△33,136	418,687	25,335,831
保険負債	20,219,118	-	△829,598	△57,693	19,331,826
資産ポートフォリオによって 複製可能な保険負債					608,338
現在推計					18,371,346
現在推計を超えるマージン（MOCE）					352,141
非保険負債	4,731,162	-	796,462	476,381	6,004,005
デリバティブ負債	270,398	-	-	-	270,398
社債及び借入金	598,007	-	-	△900	597,107
その他の金融負債	2,315,129	-	329,325	5,987	2,650,442
繰延税金負債	800,523	-	-	471,294	1,271,818
再保険契約負債	15,308	-	△15,308		
その他負債	731,793	-	482,445	-	1,214,238
売却目的で保有する資産に 直接関連する負債	-	-	-	-	-
純資産の部					
純資産	8,052,371	-	1,624,449	-	9,534,536
資本金	150,000	-	-	-	150,000
資本剰余金	-	-	-	-	-
利益剰余金	7,013,113	-	-	-	7,013,113
未獲得利益	-	-	1,618,489	-	1,618,489
(-) 自己株式	304,160	-	-	-	304,160
その他の資本の構成要素	1,096,601	-	5,960	-	1,102,562
売却目的で保有する資産に 関するその他の資本の構成要素	-	-	-	-	-
非支配株主持分	96,816	-	-	-	96,816
経済価値ベースの調整額					△142,285

(注)

1 根拠法令

経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第 210 条の 10 の 2 第 1 項第 4 号ハの定めにより、令和 7 年金融庁告示第 74 号及び、令和 7 年金融庁告示第 75 号に準拠して作成しています。

2 継続企業の前提に関する事項

該当事項ございません。

3 経済価値ベースのバランスシートの作成方針に関する事項

当社グループは特例企業会計基準等適用法人であり、国際会計基準審議会によって公表された IFRS に従って作成した連結財政状態計算書を基礎として、本表を作成しています。

(1) 資産の評価

(a) 当社グループにおける主な資産の評価方法は以下の通りです。

① 資産の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、財務会計において公正価値となっていない有価証券等について、原則として市場価格に基づいて時価に評価替えしていますが、一部の市場価格のない有価証券等については、将来キャッシュ・フローの現在価値や契約期間等の構成要素に基づく合理的な見積りによって算出された価額等を時価として評価替えしています。ただし、持分法が適用される保険事業に係る持分法による評価額は、連結財政状態計算書計上額により評価しています。

なお、組替え対象とした投資信託等については可能な範囲で保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づき計上（以下、「ルックスルー・アプローチ」という。）した上で時価に評価替えしています。

その他資産のうち有形固定資産（土地・建物）については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額を時価として評価替えしています。

② 再保険回収額

再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の金額を資産の部に計上しています。なお、将来キャッシュ・フローおよび割引率の前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いています。なお、一部の再保険回収額については、金融庁告示第 74 号第 15 条に定める手法（以下、「第一又は第二の簡便法」といいます）を用いています。

また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額については格付別に設定した期待デフォルト率等を用いて計算しております。

(b) 当社グループは、資産の評価において、計算結果に対する重要性等を踏まえ、主に以下についてプロポーショナリティ原則を適用した簡便的な処理を行っております。プロポーショナリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

① 重要性がない拠点で保有する資産の一部（有形固定資産等）については、原則的には時価評価を行うところ、会計上の簿価等を用いて評価しています。原則的な取扱いには追加的なデータ収集、集計およびデータ統制等の態勢整備が必要となり、実務負荷が著しく増加するためです。

② 一部の再保険回収額については、原則的な将来キャッシュ・フローの計測または期待回収不能額の計算を省略しています。原則的な取扱いには再保険契約ごとの前提設定、キャッシュ・フロー・モデルの構築または出再先別データの作成が必要となり実務負荷が著しく増加するためです。

(c) 当社グループは、資産の評価において、マネジメント・アクションを適用しておりません。

(d) 当社グループは、資産の評価において、エキスパート・ジャッジメントを適用しておりません。

(2) 負債の評価

(a) 当社グループにおいて、負債の評価方法は主に以下の通りです。

① 経済価値ベースの保険負債

経済価値ベースの保険負債は、現在推計により評価している保険契約と資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約があります。

現在推計により評価している保険契約については、基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として現在推計を計測し、保険負債を評価します。なお、一部の損害保険契約のうち未経過責任に係る現在推計については、第一又は第二の簡便法を用いて現在推計を計測し、保険負債を評価します。

また、当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額（以下、「MOCE」といいます）を上乗せして保険負債を評価します。具体的には次の通りです。

I. 認識

当社グループは、保険契約の当事者となった時点で、当該契約に係る保険負債を認識します。認識された保険契約に係る保険負債は、契約に伴う全ての義務が消滅するまで継続して認識されます。

II. 将来キャッシュ・フローの見積り

(i) 契約の境界線

現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利および義務に基づき判断しています。ただし、一部についてはプロポーショナルリティ原則を適用し、原則的には契約の境界線に含まれる更新について、更新を見込んでおりません。

(ii) 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

損害保険契約等、生命保険契約等についてそれぞれ以下のとおり前提を設定しております。なお、それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

(A) 損害保険契約等

損害保険契約等のうち未経過責任に係る現在推計において、将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる損害率、支払指数、事業費率、解約・失効率等の保険契約者の行動に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。

損害率および支払指数に関する前提は直近の損害率・支払指数実績によって設定しています。

事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。

解約・失効率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類及び払込方法等に応じて見積っています。

また、将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、インフレーションの調整を行っております。

第一の簡便法に用いるコンパインド・レシオ及び新契約費率については直近の実績によって設定しています。

損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積る際に用いるチェーン・ラダー法等における展開係数の前提は商品の種類別に設定し、直近の実績および保険契約の特性を反映しています。さらに、チェーン・ラダー法等による統計的な見積りのみでは事故または災害の特性を十分に反映することが困難な大口事故・大口契約および大規模自然災害については、個別の状況を踏まえた見積りを反映しています。また、未払損害調査費は、過去の支払保険金に対する既払の損害調査費の割合等を基に反映しております。

(B) 生命保険契約等

将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる死亡率、罹患率、解約・失効率及び更新率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。

死亡率及び罹患率の前提は、標準生命表や医療統計等の公的データ、直近の実績を組み合わせ設定しています。解約・失効率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類及び経過年度別に見積ります。更新率は、直近の実績によって設定しています。事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。また、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っております。

契約者配当については、現在の配当還元水準をベースとして配当率の前提を定め、調整後スプレッドを考慮したイールド・カーブを含む経済シナリオに連動して設定しております。

なお、各社・各国の状況に応じて、死亡率・罹患率等に改善または悪化トレンドを織り込んでおります。

III. 割引率

割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに当社グループが引き受けた保険契約の集合（「保険契約ポートフォリオ」といいます）ごとの調整後スプレッドを加算して算出しています。

リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。

調整後スプレッドは、すべての保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しています。主な通貨ごとの適用バケットと主要な年限ごとの割引率は以下の通りです。

(単位：％)

主な通貨	適用バケット	1 年	5 年	10 年	20 年	30 年
JPY	一般バケット	1.21%	1.89%	2.49%	3.58%	4.07%
USD	一般バケット	4.13%	4.40%	4.83%	5.56%	5.48%
GBP	一般バケット	4.70%	4.67%	4.95%	5.35%	5.36%

IV. 現在推計を超えるマージン (MOCE)

MOCE は将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しています。

なお、将来の所要資本は、現在推計と整合する前提に基づき、損害保険リスク、巨大災害リスク、生命保険リスク、再保険に係る信用リスクおよびオペレーショナル・リスクを対象として推計します。基準日から t 年経過時点における保有保険契約に基づくリスクの額は、基準日におけるリスクの額に対して、当該リスクの額の基準日から t 年経過時点におけるランオフ・パターンを乗じることにより、基準日から t 年経過時点における保有保険契約に基づくリスクの額を算出しています。

V. 資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約

資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約については、当該保険契約に関連する将来キャッシュ・フローを高い信頼性をもって複製する金融商品等の市場価格をもって保険負債の評価額としています。

② 負債の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、時価に評価替えをしています。なお、評価替えにあたっては当社グループの信用状態の変化を考慮していません。

ただし、適格資本の金額に含まれる金融商品等は連結財政状態計算書計上額により計上しています。

- ③ 繰延税金負債
繰延税金負債は、連結財政状態計算書計上額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額を加算しております。
- (b) 当社グループは、負債の評価において、計算結果に対する重要性等を踏まえ、主に以下についてプロポーショナルリティ原則を適用した簡便的な処理を行っております。プロポーショナルリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。
- ① 一部の保険負債について、原則的には経済価値ベースの保険負債を算出するところ、会計上の保険負債を用いて評価しています。原則的な取扱いには規制上の要件を満たした計測体制およびデータ統制等の態勢整備が必要となり、実務負荷が著しく増加するためです。
- ② 一部の保険契約については、原則的な取扱いでは契約の境界線に含まれる更新契約または先日付契約を将来キャッシュ・フローに含めていません。原則的な取扱いには規制上の保険負債を算出するためのシステムまたはキャッシュ・フロー・モデルの構築、対象契約の特定および報告体制の整備が必要となり、実務負荷が著しく増加するためです。
- ③ 生命保険契約における現在推計のうち一部の既経過責任にかかる現在推計については、財務会計上の簿価を現在推計としています。原則的な取扱いにはキャッシュ・フロー・モデルの構築の体制整備が必要となり、実務負荷が著しく増加するためです。
- (c) 当社グループは、負債の評価において、マネジメント・アクションを適用しておりません。
- (d) 当社グループは、負債の評価において、最新かつ信頼できる情報及び現実的な仮定に基づくものとし、保守的又は楽観的な偏りのないものと判断していますが、将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる死亡率及び契約者行動に関する前提の一部についてはエキスパート・ジャッジメントを適用しています。
- 4 連結ベースの計算における連結の範囲又は持分法の適用の範囲
連結の範囲については、連結財務諸表における連結の範囲又は持分法の適用の範囲から変更しておりません。
- 5 子会社化直後の特例手法
該当事項ございません。
- 6 経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由
本年度が初年度のため、該当事項ございません。
- 7 経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項
本年度が初年度のため、該当事項ございません。
- 8 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項
- (1) 会計上の見積りに関する事項
- (a) 経済価値ベースの保険負債
- ① 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額 19,331,826 百万円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- I. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法
注記 3(2) 負債の評価に記載のとおりです。
- II. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響
経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計及びMOCEが著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は注記 3(2) 負債の評価に記載のとおりです。
- (i) 損害率、支払指数、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率、インフレ率、コンバインド・レシオに関する損害保険契約のうち未経過責任に係る現在推計の将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる前提
- (ii) チェーン・ラダー法等における展開係数の前提、大口事故・大口契約に係る個別見積り、大規模自然災害に係る個別見積りに関する損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計の将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる前提
- (iii) 死亡率、罹患率、解約・失効率及び更新率等の保険契約者の行動、事業費率、インフレ率、各種トレンドに関する生命保険契約に係る現在推計の将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる前提
- (iv) 割引率に関する前提
- (2) 会計上の見積りの変更
本年度が初年度のため、該当事項ございません。
- 9 特別勘定等の資産
「特別勘定等の資産」の科目には、保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資

産の額を計上しております。

10 重要な後発事象

(1) 第三者割当による自己株式の処分

当社は、2026年3月23日開催の取締役会において、Berkshire Hathaway Inc.の完全子会社であり、再保険事業の中核会社かつ強固な財務基盤を有するNational Indemnity Companyとの間で、当社への戦略的出資、再保険分野における協働およびM&A等における戦略的提携を柱とする、包括的な戦略的パートナーシップ（以下「本戦略的提携」という。）を実施することを決議しました。本戦略的提携を実施するため、当社は、同日開催の取締役会において、National Indemnity Companyを割当予定先として第三者割当による自己株式処分を行うことを決議しており、2026年4月13日に払込が完了しました。

なお、本第三者割当によって生じる希薄化の影響を抑制するため、2026年4月から2026年9月の期間に2,874億円を上限とする自己株式の取得を行うことを、2026年3月23日開催の当社取締役会において決議しており、自己株式の処分によって調達する資金は、本自己株式の取得のための資金として充当する予定です。

(a) 処分期日

2026年4月13日

(b) 処分株式の種類および数

普通株式 48,207,200株

(c) 処分価額

1株につき5,962円

(d) 処分価額の総額

287,411,326,400円

(e) 処分方法

第三者割当による自己株式の処分

(f) 割当先

National Indemnity Company

(g) 資金の使途

本第三者割当によって生じる希薄化の影響を抑制するための自己株式の取得

(2) 剰余金の配当

当社は、2026年6月29日開催の第24回定時株主総会において、下記のとおり第24期期末配当を実施することを決議しました。

(a) 配当金の総額

211,509,203,400円

(b) 1株当たり配当額

112.5円

(c) 基準日

2026年3月31日

(d) 効力発生日

2026年6月30日

(e) 配当の原資

利益剰余金

(3) 自己株式の取得

当社は、2026年5月20日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を取得することを決議しました。

(a) 取得を行う理由

機動的な資本政策を遂行するため

(b) 取得する株式の種類

当社普通株式

(c) 取得する株式の総数

130,000,000株（上限）

(d) 株式の取得価額の総額

2,000億円（上限）

(e) 取得期間

2026年5月21日から2026年12月23日

(4) 国内無担保普通社債の発行

当社の連結子会社である東京海上日動火災保険株式会社は、2026年8月27日開催の取締役会において、下記のとおり国内無担保普通社債の発行に関する包括決議を行いました。

(a) 発行体

東京海上日動火災保険株式会社

(b) 社債の種類

国内無担保普通社債（グリーン／ネイチャーボンド）

(c) 資金使途

東京海上日動火災保険株式会社の新店ビルに対する支出（開発、建設、内装・設備工事等）

- (d) 発行総額
上限 2,500 億円（ただし、この範囲内で複数回の発行を妨げない。）
- (e) 償還期限
10 年以内
- (f) 利率
固定金利の場合は、償還期限に対応する日本国債流通利回りに 1.50%を加えた利率を上限とする。
変動金利の場合は、銀行間取引金利等の基準金利に 1.50%を加えた利率を上限とする。
- (g) 発行価格
各社債の金額 100 円につき 99 円以上とする。
- (h) 償還方法
満期一括償還、ただし、発行後の買入消却を可能とする。
- (i) 利息支払の方法
年 2 回又は年 4 回、後払い
- (j) 発行時期
2026 年 9 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで。ただし、本期間中に募集が行われた場合については、発行時期に含まれるものとする。
- (k) 担保・保証
担保・保証は付さない。
- (l) 社債等の振替に関する法律の適用
本決議に基づき発行する社債の全部について、「社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）」の規定を適用する。

6. 有価証券の経済価値評価額に関する事項

2025 年度(2026 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

有価証券の経済価値評価額に係る明細 (連結ベース)	
有価証券	20,561,609
国債	4,708,640
地方債	21,992
社債	573,324
株式	2,289,879
外国証券	12,915,569
国債	1,314,804
地方債	2,716,341
社債	2,951,516
株式	591,813
その他	5,341,092
その他の証券	52,201

(注) 本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでいません。

7. 保険負債の商品別差異調整に関する事項

2025 年度(2026 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

保険負債の商品別差異調整（連結ベース）						
項 目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計ベースの額	再保険のグロスアップ	非経済前提の更新	経済前提の更新	その他	経済価値ベースの額（MOCEの額を除く）
保険負債	18,392,897	-	△140,256	111,628	615,415	18,979,684
生命保険契約等	10,382,918	-	542	122,800	151,962	10,658,223
個人保険	4,085,839	-	546	△12,057	△15,988	4,058,339
個人年金	922,247	-	21	1,790	△1,742	922,316
団体保険	2,889	-	-	30	-	2,919
団体年金	2,600	-	-	-	-	2,600
上記以外	685,504	-	△25	△645	160,116	844,950
海外子会社に係る契約	4,683,837	-	-	133,682	9,577	4,827,097
損害保険契約等	8,009,979	-	△140,799	△11,171	463,452	8,321,461
未経過責任に係る保険負債	2,123,446	-	△140,558	704	471,161	2,454,753
財物保険類似	861,644	-	△29,333	△445	78,356	910,222
自動車保険類似	320,120	-	△30,996	1	162,804	451,930
賠償責任保険類似	1,031,600	-	△47,462	1,165	3,024	988,327
不動産ローン保証保険	3,855	-	△3,104	-	-	750
信用保険	51,498	-	△1,040	-	1	50,459
その他保険	△145,272	-	△28,621	△18	226,974	53,061
既経過責任に係る保険負債	5,886,532	-	△240	△11,875	△7,708	5,866,708
財物保険類似	1,066,384	-	△490	△457	△137	1,065,300
自動車保険類似	988,963	-	225	△953	-	988,235
賠償責任保険類似	3,397,985	-	18	△9,276	-	3,388,727
不動産ローン保証保険	429	-	-	-	-	429
信用保険	183,664	-	-	△41	-	183,622
その他保険	249,106	-	5	△1,147	△7,571	240,392

保険負債の商品別差異調整（連結ベース）						
項 目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計ベースの額	再保険のグロスアップ	非経済前提の更新	経済前提の更新	その他	経済価値ベースの額（MOCEの額を除く）
再保険回収額	2,562,655	-	△44,085	△5,118	124,363	2,637,815
生命保険契約等	1,511,464	-	-	△2,406	△37,344	1,471,713
個人保険	1,481,645	-	-	△1,745	△37,344	1,442,555
個人年金	-	-	-	-	-	-
団体保険	-	-	-	-	-	-
団体年金	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
海外子会社に係る契約	29,818	-	-	△660	-	29,158
損害保険契約等	1,051,191	-	△44,085	△2,711	161,707	1,166,101
未経過責任に係る保険負債	2,864	-	△44,080	108	266,624	225,516
財物保険類似	120,093	-	△12,851	△4	△7,464	99,772
自動車保険類似	12,651	-	△97	-	△490	12,064
賠償責任保険類似	136,810	-	△6,141	113	△155	130,626
不動産ローン保証保険	1,886	-	△1,860	-	-	26
信用保険	6,675	-	△2,186	-	-	4,488
その他保険	△275,253	-	△20,943	-	274,734	△21,461
既経過責任に係る保険負債	1,048,327	-	△5	△2,820	△104,916	940,584
財物保険類似	333,271	-	△5	△101	△1,704	331,459
自動車保険類似	119,150	-	-	13	△35	119,127
賠償責任保険類似	608,143	-	-	△2,520	-	605,623
不動産ローン保証保険	-	-	-	-	-	-
信用保険	14,667	-	-	△17	-	14,649
その他保険	△26,905	-	-	△194	△103,176	△130,276

8. ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

2025 年度(2026 年 3 月 31 日)

(単位：百万円、%)

感応度分析（連結ベース）				
項 目	イ	ロ	ハ	ニ
	当期末の数値	円金利 50 ベーシ ス・ポイント上昇	円金利 50 ベーシ ス・ポイント下降	円金利 UFR50 ベーシ ス・ポイント下降
ソルベンシー・マージン比率	207.8%	△2.4%	+2.4%	△0.1%
適格資本の額	8,254,726	△77,525	+70,113	△6,655
総資産	34,870,367	△359,977	+420,630	+3,860
保険負債の額(MOCE を除く)	18,979,684	△214,329	+259,444	+8,872
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額	352,141	△2,128	+4,324	+586
非保険負債の額	6,004,005	△65,993	+86,747	+1,056
純資産の額	9,534,536	△77,525	+70,113	△6,655
所要資本の額	3,971,038	+8,959	△12,363	△372
生命保険リスクの額	753,793	+15,808	△20,121	△782
市場リスクの額	2,714,753	+6,280	△9,350	△156

感応度分析（連結ベース）				
項 目	ホ	ヘ	ト	チ
	米ドル金利 50 ベー シス・ポイント上 昇	米ドル金利 50 ベー シス・ポイント下 降	株式・不動産 10% 下落	為替 10%円高
ソルベンシー・マージン比率	△0.6%	+0.9%	△2.8%	+2.1%
適格資本の額	△93,910	+101,845	△211,239	△461,608
総資産	△289,318	+306,594	△370,548	△2,054,077
保険負債の額(MOCE を除く)	△125,818	+131,139	△72,569	△1,147,134
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額	△2,334	+2,433	△1,398	△21,299
非保険負債の額	△67,254	+71,176	△85,340	△294,521
純資産の額	△93,910	+101,845	△211,239	△591,122
所要資本の額	△32,667	+32,917	△49,246	△259,897
生命保険リスクの額	△17	+18	0	△11,768
市場リスクの額	△38,312	+38,238	△73,922	△177,547

9. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項

1 連結の範囲

連結の範囲については、連結財政状態計算書における連結の範囲又は持分法の適用の範囲から変更しておりません。

2 現在推計の額の計算に係る前提及び手法

(1) 割引率

経済価値ベースのバランスシートに関する事項の注記 3(2)(a)①Ⅲ割引率に記載しております。リスクフリー・レート of イールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。

調整後スプレッドは、一般バケットに分類して算出しています。

通貨別の割引率は以下の通りです。

(単位：％)

主な通貨	適用バケット	1 年	5 年	10 年	20 年	30 年
JPY	一般バケット	1.21%	1.89%	2.49%	3.58%	4.07%
USD	一般バケット	4.13%	4.40%	4.83%	5.56%	5.48%
GBP	一般バケット	4.70%	4.67%	4.95%	5.35%	5.36%

(2) 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法

損害保険契約等、生命保険契約等についてそれぞれ以下のとおり前提を設定しております。なお、それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

(a) 損害保険契約等

損害保険契約等のうち未経過責任に係る現在推計において、将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる損害率、支払指数、事業費率、解約・失効率等の保険契約者の行動に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。

損害率および支払指数に関する前提は直近の損害率・支払指数実績によって設定しています。

事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。

解約・失効率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類及び払込方法等に応じて見積っています。

また、将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、インフレーションの調整を行っております。

第一の簡便法に用いるコンパインド・レシオ及び新契約費率については直近の実績によって設定しています。

損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積る際に用いるチェーン・ラダー法等における展開係数の前提は商品の種類別に設定し、直近の実績および保険契約の特性を反映しています。さらに、チェーン・ラダー法等による統計的な見積りのみでは事故または災害の特性を十分に反映することが困難な大口事故・大口契約および大規模自然災害については、個別の状況を踏まえた見積りを反映しています。また、未払損害調査費は、過去の支払保険金に対する既払の損害調査費の割合等を基に反映しております。

(b) 生命保険契約等

将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる死亡率、罹患率、解約・失効率及び更新率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。

死亡率及び罹患率の前提は、標準生命表や医療統計等の公的データ、直近の実績を組み合わせ設定しています。解約・失効率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類及び経過年度別に見積ります。更新率は、直近の実績によって設定しています。事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。また、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っております。

契約者配当については、現在の配当還元水準をベースとして配当率の前提を定め、調整後スプレッドを考慮したイールド・カーブを含む経済シナリオに連動して設定しております。

なお、各社・各国の状況に応じて、死亡率・罹患率等に改善または悪化トレンドを織り込んでおります。

(3) 保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容及びそれらの評価方法

将来キャッシュ・フロー計測には有配当契約の動的配当、変額商品の最低保証、予定利率変動型商品の予定利率最低保証、動的解約などの保証とオプションを反映しており、それらについて確率論的計算を行って保険負債を評価しております。

3 所要資本の額の計算に係る前提及び手法

(1) マネジメント・アクション

該当事項ございません。

(2) リスク削減手法

所要資本の額の計算において、デリバティブ等の金融商品および再保険によるプロテクションおよび復元保険料を考慮したリスク削減効果を反映しております。

(3) 内部割引率手法の適用

当社グループは、経済価値ベースの保険負債の評価に用いる割引率が、金融庁告示第 74 号第 16 条に定めるものと当社内部管理で異なることが原因で、金融庁告示第 74 号第 103 条に基づき計測された日本円における金利リスクが内部管理と乖

離があり、当社グループの実態を反映できていない状況です。

上記課題の解消のために、金融庁告示第 74 号第 106 条の内部割引率手法を適用し当社グループの内部割引率を使用した日本円における金利リスクを計測しております。

内部割引率手法の適用が金利リスクの額に与える影響は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2025 年度 (2026 年 3 月 31 日)
標準的手法	369,243
内部割引率手法	364,863

4 ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提及び手法

(1) 巨大自然災害リスクの標準的な計測手法

日本における火災保険（雪災以外）はリスクカーブ等を用いる手法、火災保険（雪災）および火災保険以外（海外含む）はリスク係数等を用いる手法で計測しており、地域間の相関（分散効果）については無相関として統合しています。

(2) 生命保険リスクの同質なリスクグループ

死亡・長寿・罹患及び障害・解約及び失効リスク（大量解約除く）の計測において、商品特性等に関して同様のリスク特性を有しており、ストレス・シナリオ適用後の感応度の正負を反映する上で、十分に細かいと考えられる区分を同質なリスクグループとして設定しています。

(3) 信用リスクにおける置き換えアプローチ

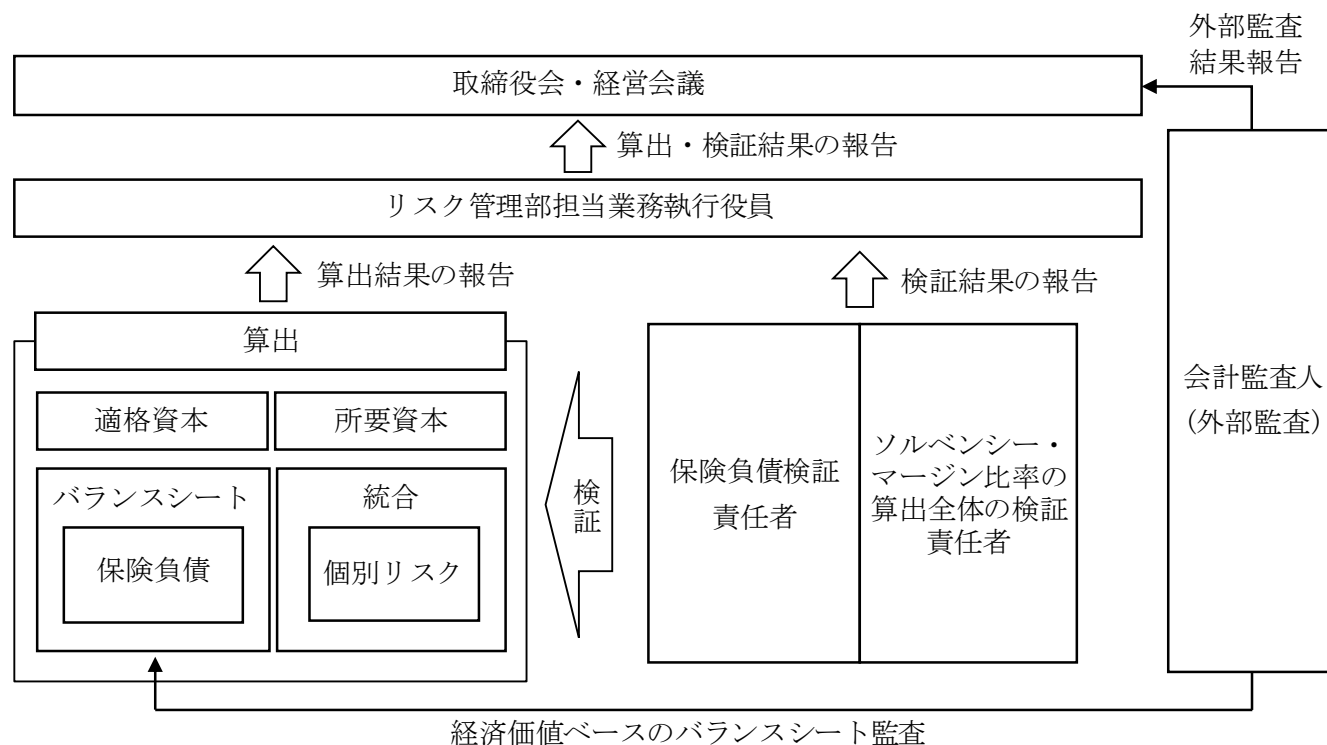
信用リスクの計測において、担保を設定している再保険においては、担保部分は原エクスポージャーの格付区分を当該担保または保証人である再保険会社の格付区分に置き換えることで認識することとしています。

5 ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する重要な変更

本年度が初年度のため、該当事項ございません。

10. ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

連結ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、収益部門、収益管理部門及び商品開発部門等の業務部門（以下、「業務部門」）から独立した連結ソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者および連結ソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者（以下、「検証責任者」）を選任しております。検証責任者の選任は、選任のためのルール及びプロセスに関する社内規程等に基づいております。検証責任者の選任にあたっては、連結ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足るリスク管理または保険数理に関する十分な知識・経験を有する等の適格性、業務部門からの独立性等を勘案しております。また、取締役会等へ直接報告できる権限等、検証責任者の権限・責任・独立性等についても取締役会にて承認を得て、社内規程等に定めております。取締役会は、検証責任者による検証結果について、報告を受けております。



第二部 当社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実状況

1. 東京海上日動の単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円、%)

要約（単体ベース）			
項目	イ	ロ	ハ
	2024年度 (2025年3月31日)	2025年度 (2026年3月31日)	増減
適格資本の額(A)	-	5,875,763	-
所要資本の額(B)	-	3,251,585	-
ソルベンシー・マージン比率 ((A)/(B))	-	180.7%	-

2. 日新火災の単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円、%)

要約（単体ベース）			
項目	イ	ロ	ハ
	2024年度 (2025年3月31日)	2025年度 (2026年3月31日)	増減
適格資本の額(A)	-	127,202	-
所要資本の額(B)	-	49,354	-
ソルベンシー・マージン比率 ((A)/(B))	-	257.7%	-

3. 東京海上ダイレクトの単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円、%)

要約（単体ベース）			
項目	イ	ロ	ハ
	2024年度 (2025年3月31日)	2025年度 (2026年3月31日)	増減
適格資本の額(A)	-	14,878	-
所要資本の額(B)	-	7,349	-
ソルベンシー・マージン比率 ((A)/(B))	-	202.4%	-

4. 東京海上日動あんしん生命の単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円、%)

要約（単体ベース）			
項目	イ	ロ	ハ
	2024年度 (2025年3月31日)	2025年度 (2026年3月31日)	増減
適格資本の額(A)	-	1,355,176	-
所要資本の額(B)	-	576,361	-
ソルベンシー・マージン比率 ((A)/(B))	-	235.1%	-